

熱帯アフリカの人民民主主義憲法

——ギニア・ビサウ、モザンビーク、アンゴラにおける社会変革と憲法問題——

早 川 弘 道

- 一 序言——民族解放運動とポルトガル四月革命
- 二 独立革命と国家建設
- 三 民族解放・人民民主主義革命における憲法問題
- 四 小括——社会主義への非資本主義的發展の道

一 序論——民族解放運動とポルトガル四月革命

一九七四年「花の四月革命」以降、「軍隊運動」を強力な梃子としたポルトガル政治体制の変革は、大土地所有制とアフリカ植民地経営を基礎とした経済構造に、決定的衝迫を加えるに至った。全社会的規模での変革の課題は困難にみちたものであり、特に農地改革への人民的要求は、「四月革命」に内在する矛盾を、一挙に露呈させることにな

った。激しい階級闘争はいまだ明瞭な帰結をみることなく、民主ポルトガルの将来が種々の形態で争われている。かかる過程で、一九七六年四月に成立した新憲法が、方向としての「社会主義」、担い手としての「軍隊運動」を明文化するとともに、植民地主義に反対し、自らの他民族支配・抑圧からの訣別を宣明したのである。⁽¹⁾

本稿が対象とする熱帯アフリカに位置する三国は、いずれもポルトガルの徹底した暴力的支配に対抗して、「四月革命」期に前後して国家的独立を獲得している。ここで注意されるべきことは、植民地本国における「四月革命」の結果、それらの独立が実現したのではなく、反対に民族解放・独立運動こそが、本国に潜伏していた社会的諸矛盾を突き動かし、支配民族の側にあった民衆の意識を変え、遂に社会革命へと導いていった点である。とくにギニア・ビサウ、モザンビーク、アンゴラにおける独立運動は、アメリカに支援されたポルトガル軍による「アフリカ版ベトナム戦争」と称される介入と弾圧の中で、自由と独立のための抵抗戦争となり、人民的統一戦線を基礎として展開された。植民地支配維持の「汚ない戦争」は、本国の政治・経済構造に大きな動揺と亀裂を与えると同時に、動員された将兵の覚醒を促進した。「四月革命」と「独立革命」の時期的一致は、こうして現代史の一頁に書きこまれることになった。

ひるがえって一九七〇年代は、六〇年代の「中ソ論争」、「チェコ事件」等社会主義圏の分裂・混乱を受けて、戦後民族解放運動の高揚もまた大きな岐路にさしかかる。同時に資本主義世界体制の「第三世界」との新たな関係の形成の中で、経済的収奪と軍事的圧迫のより深刻な構造が現出してくる。「非同盟運動」による民族自決権と民主的世界秩序への志向が強まる一方で、三大陸（アジア・アフリカ・ラテンアメリカ）における民族運動の波に内部分裂と抗

争が多発するようになった。

かかる複雑な情勢のなかで、ポルトガル領植民地における連続的な民族解放独立革命が達成された。チリ革命の敗北、セイロン民主連合政府の挫折の対極で、帝国主義の軛の下にある人民の新たな攻勢を、このことは示していた。それは、アメリカの軍隊を追いつめ統一を達成したベトナム人民の勝利とならんで、新しい人民民主主義革命の世界的規模での波濤をかたちづくるものであった。すなわち、西欧の植民地本国での社会革命に直接反作用を及ぼし、世界資本主義の構造自体に動揺を与えつつ、社会主義への非資本主義的發展の道を切拓く創造的経験を蓄積しつつあるという点において、戦後東中欧・東アジアの人民民主主義革命に比して、現代世界における「第二次人民民主主義革命」ともいうべき世界的現象の構成部分として位置づけられよう。⁽²⁾

本稿においては、かかる位置を占める旧ポルトガル領の熱帯アフリカ三地域における民族解放運動と独立後の国家・法建設について、新憲法群を主要な素材として、ひとまずその特質を概括することを目的とする。⁽³⁾

註(1) См. Португалия: Конституция и законодательные акты, 1979, М.

(2) かかる現象をたんに「東風が西風を圧する」とか「世界の多元化」といった認識にとどめることはできない。政治・イデオロギー・経済の全構造と絡み合いのうちに現代世界の総体的把握が試みられねばならない。特にベルシャ湾戦争、アフリカの角戦争、アフガン内戦等にみられるように、A・A・L A世界における民族運動、国家関係が、エネルギー資源問題を旋回軸として、資本主義・社会主義の両体制と複雑な連関を構成し、その内部矛盾もまた一九六〇年代以前と異なる形態(さらに内容)をとって現象している。旧ポルトガル領における独立革命と連続的な社会変革は、このような現代世界の関係構造を、人民運動の展開・物質化の中に集中的に表現しているといえよう。

(3) A・A・L A地域の憲法問題については、久しくわが国の憲法学における未開拓の領域であるとされてきた。それは同

時に、視野の広がりにおける大きな弱点であることも指摘され、その研究の必要性が説かれてきた。(例えば、長谷川正安『世界の憲法を見る』一九七五年・大月書店、横田耕一「学界回顧・憲法」法律時報一九七五年一二月号をみよ。)特に長谷川は、右の著作で、A・A諸国における「これまでの憲法史には見られなかった新しい経験」が、いまだ「新しい経験があるらしい」という現状認識に制約されつつも、これらを「憲法研究の対象としては見のがすことができない」と述べている。さらにこの課題を、たんに他民族の新たな経験の第三者的検討という枠におしこめるのではなく、「日本がA・A諸国の一員として共通の現代的課題をもっている」とし、出発点を「あくまで日本の現実」においた上でのそれを提唱されている(前掲書一八三頁を参照)。しかし中国、朝鮮、ベトナム、さらにインド等の憲法史の分析が試みられ、影山日出彌による比較憲法史の視角からする理論的整理(「比較憲法史序説」、『科学と思想』第四号)がなされてきたにもかかわらず依然として研究の蓄積は乏しいといわざるをえないのが現状である。アフリカについては、中原精一の一連の「アフリカ諸国憲法の研究」(『明治大学短大紀要』参照)等にとどめられている。

二 独立革命と国家建設

今日、アフリカ大陸の歴史と社会についての解明が、他の地域に比してはるかに遅れていることは否みえないとしても、これを一律に論ずることのできる段階を脱しつつあることも確かなことである。フィールドワークを基礎とする文化人類学による「無文字社会」文明の再評価、マルクス主義歴史学における「アジア的生産様式」論争の復活とアフリカ社会史分析の試み、欧米圏における「旧植民地」地域研究とソ連を中心とする社会主義圏での精力的なアフリカ社会構造・政治体制の研究等々、幾つかの円環が交錯するかたちで、豊富な素材が蓄積されつつある⁽¹⁾。しかしながら、これらが依然として統一的なアフリカ史(単一のという意味でなく)および現時の社会構造の総体的認識を得

ることのできる地点にまで到達しているとはいいがたい。こうした理論状況にあって、一つの有効な緒口として、現代アフリカの「英雄時代」と評しうる民族独立運動の政治的指導者たちの発言や著作等に、われわれは深い関心を払わねばならない。さらに近い将来、アフリカ民衆自身の思想、科学的営為による多くの成果に接しうる状況が来るであらうことも確かである。⁽²⁾

さて、ギニア・ビサウの傑出した指導者であった故アミルカル・カブラルは、カポベルデ諸島における私的大土地所有制の存在（西欧金融資本への従属に帰結する）の下での一定の階級分化——「耕作者に土地を！」という革命的農民階級（小作人層）の形成——をみるのに比して、ギニアの社会経済構造における複数ウクライド制——「原始共產制の崩壊期」、封建社会に類似してはいるがそれとも異なるある種の社会形態、これらの上におおいかぶさる植民地支配の網——の下での階級分化の未成熟性と特殊化について言及した後、両地域の共通項を端的に指摘している。⁽³⁾

すなわち「しかし、ギニアもカポベルデ諸島も社会としては同じ状況に置かれている。なぜか、双方とも植民地であるからである。／……このことは、われわれの歴史がその固有な、内的な、自然な、正常な発展を停止していることを意味する。わが国の生産諸力は、外国によって支配されてきており、その発展は依然として外国諸階級の意思と利益に依存しており、その歴史はポルトガルの歴史という機関車に連結された車輪となっている。」⁽⁴⁾と。

かかる認識は、統一されたギニア・ビサウにおける地域的差異のみならず、同じポルトガル領植民地を構成していたモザンビーク、アンゴラ等のそれぞれ固有の特質をもった社会構造の分析にとっても、基本的な視点を提起している。ここから解放運動の主体の発見（諸地域における同質性、同形性を意味するものではなく、むしろそれぞれの特

質を導出する基礎となる）植民地支配の構造の分析（強力の組織形態と弱い環の発見）に向かうことができる。

農耕に適した土地（特にアンゴラ、モザンビーク）は、ポルトガルの植民地会社と入植者に収奪され、それを土地からひき離されたアフリカ人の低賃金労働が支える。事実上の強制労働と商品流通における徹底した搾取、種々の名目による税金等々の苛酷な経済的収奪の構造は、人種主義を基礎とする社会的・文化的・政治的差別体系によって固定される。⁽⁵⁾「ポルトガルの支配にたいして五世紀にわたり抵抗してきたアフリカ人にとって、ポルトガル植民地主義は地獄の支配である。」⁽⁶⁾というカブラルの言葉は、決して誇張ではなく、事実認識の問題なのである。

このような植民地支配の構造と伝統的アフリカ社会の停止・破壊・変形とが、解放運動の主体形成と戦術・戦略、および解放後の国家・社会建設をいかに規定するかということが、われわれのさしあたっての関心事である。その中心に位置するのが、三地域に共通する統一戦線型の武装解放勢力の形成↓解放区建設↓全土解放・独立達成↓「単一政党」制による国家建設（マルクス主義前衛党への「転化」）↓アンゴラ・モザンビーク」という一連のプロセスを貫く糸筋としての「民族」統一戦線の問題である。モザンビークにおいてベトナム労働党第二回大会（一九五二年）——ベトナムにおける社会主義への非資本主義的發展の道についての総路線を確定した歴史的大会である——の文献が重視されているというエピソードを紹介するまでもなく、ベトナムを含めた反帝・反封建・民族解放人民民主主義革命の経験が、これら地域の解放運動に大きな教訓を与え続けていることは確実である。ましてアメリカの軍隊と直接対峙したベトナム南部人民の闘争（南ベトナム解放民族戦線を中核とし、解放区権力を基礎とした広汎な人民戦争）は、文字通りの同時代者として、格別の意味をもったであろうことは想像に難くない。しかしながらそうした経験の共有

と運動の連帯は、一九五〇年代までに特に顕著であつた他国・他民族の経験を教科書とするやり方に導かれることなく、むしろ諸地域の解放は、その特殊性を全面的に把握した上で、世界の経験に学び運動と連帯し、自主的な運動を構築することによつてのみなされうること（⁷）を明らかにした。

東アジア地域では、一九三〇年代から四〇年代にかけて、コミンテルンの支部としての前衛党の形成↓ソビエト型解放運動の追求↓民族統一戦線路線への転換↓独立革命の達成と人民権力の創出↓プロレタリア独裁への転化と社会主義建設（強力な前衛党の存在と複数政党制の残存、媒体としての統一戦線）というコースが辿られていった。キューバにおいては、人民運動と革命的将校・知識人の武装運動との連携による反人民的政府の解体↓アメリカからの圧力と干渉への全面的抵抗を通じての社会主義革命への転化↓新たな前衛党の創出という進路がとられた。

これらにたいして、旧ポルトガル領の三地域においては、明らかに区別しうる運動形態と革命のコースが形成されている。武装解放勢力としての統一戦線は、ポルトガル植民地軍との遊撃戦・正規軍戦の諸段階を通じて、地域人民権力の創設に一貫した努力を注いでいる。この解放区において、教育・医療をはじめとする人民生活の再建がなされ、主人公としての政治意識・社会認識が醸成されていく。闘争は物質化され、土地と基本的生産手段の共同所有の下に、端的な経済建設が組織されていく。また部族を一定の基礎においた闘争主体が合一化し、新たな「民族形成」のプロセスが進行する。

かくして、これら三地域における国家的独立は、たんに植民地本国による独立の承認という、それ自身としては法的・政治的意味をもちうる事柄をはるかに超えたところの民族的社會革命の到達点であると規定されねばならない。

ギニア＝ビサウ、モザンビーク、アンゴラの独立

* ギニア＝ビサウ共和国

- ・ 1973年 9 月23日独立
- ・ 憲法 I 基礎と目標 第 1 条—第10条
 - II 基本的権利・自由・義務 第11条—第22条
 - III 国家権力組織 第23条—第58条
- ・ ギニア＝カボベルデ独立アフリカ人党 PAIGC (1956～)

* モザンビーク人民共和国

- ・ 1975年 6 月25日独立
- ・ 憲法 I 総則 第 1 条—第25条
 - II 市民の基本的権利・義務 第26条—第36条
 - III 国家機関 第37条—第66条
 - IV, V 国旗 その他 第67条—第73条
- ・ モザンビーク民族解放戦線 FRELIMO (1962年～)

* アンゴラ人民共和国

- ・ 1975年11月11日独立
- ・ 憲法 I 根本原則 第 1 条—第16条
 - II 基本的権利・義務 第17条—第30条
 - III 国家機関 第31条—第52条
 - IV, V 国旗 その他 第53条—第60条
- ・ アンゴラ解放人民運動 MPLA (1956年～)

この意味において、独立と同時に創造される憲法が、それまでの解放運動の生みだした豊富な果実を総括し、それに依拠することを通じて、名実共に主人公となった人民の爾後の歴史の創成を展望するプログラムを宣明するという性格を有することが理解できるのである。⁽⁸⁾

ギニア・ビサウの人民権力は、一九七二年一月国連によって承認され、ひき続くポルトガル残存勢力との闘争の中で、直接・秘密投票による普通選挙の実施によって全国人民議會を設立している。⁽⁹⁾ 同議會は一九七三年九月二四日ギニア・ビサウ共和国の独立を宣言し、憲法を採択した。またモザンビーク人民共和国は一九七五年六月二五日に、アングラ人民共和国は同年一月一日に独立を達成すると同時に憲法を公布したのである。

註(1)

その中で、世界経済論における低開発問題を理論化し、現状分析の飛躍的深化を目指す試み、およびアジアの生産様式論争の復活と結びついたアフリカ社会史分析の試み(『アフリカ型生産様式』の理論提起を含む)が、興味深い論点を提起している。さしあたり、A・G・フランク、吾郷健二訳『従属的蓄積と低開発』一九八〇年・岩波書店、W・ロドネー、北沢正雄訳『世界資本主義とアフリカ』一九七八年・拓植書房、山崎カヲル編訳『アフリカと経済人類学』一九八〇年・拓植書房、福富正美編訳『アジアの生産様式論争の復活』一九六九年・未来社、等を参照されたい。さらにアフリカ現代史に関する最近の注目すべき労作として、岡倉登志『ブラック・アフリカの歴史』一九七九年・三省堂、川端正久『政治学と民族・植民地問題』一九八〇年・法律文化社、がある。また民族解放運動の現状を知るためには、後掲W・バーチェットの優れたルポルタージュが甚だ有益であり、その他に、芝生瑞和『アングラ解放戦争』一九七六年・岩波新書、B・デビッドソン他著、北沢正雄訳『南部アフリカ―解放への新たな戦略』一九七九年・岩波書店、A・チャリニコス、J・ロジャーズ、白石顯二訳『南部アフリカの階級闘争』一九八〇年・拓植書房、等がある。

(2) その現段階と基本方向を知る上で、アンワール・アブデルマレクの著作が有益である(熊田亨訳『民族と革命』、『社会の弁証法』岩波書店)。

(3) A・カブラル、白石顯二他訳『アフリカ革命と文化』一九八〇年・亜紀書房、『ギニアの社会構造』七五頁―八七頁。

(4) A・カブラル前掲書八二頁。

(5) A・カブラル前掲書九頁以下。

(6) A・カブラル前掲書八頁。

(7) 例えばカブラルは「われわれにとってベトナムの闘争は、われわれ自身の闘争なのである」という(カブラル前掲書一四頁)。さらに彼はベトナムとキューバの人民の闘争を高く評価した後、次のように述べている。「しかし誰でも他国の経験をそのまま自国に適用する誤りを犯さないように、わが国での闘争戦術を決定するためには、わが国の、つまりギニアとカボベルデの地理的、歴史的、経済的、そして社会的諸条件を考慮しなければならない。／こうしてわが国の現実について具体的な認識にもとづいて、ゲリラ闘争の戦術的、戦略的原則が確立されたのだ。」(カブラル前掲書九八頁)。

(8) モザンビークのマシエル大統領は、パーチェットとのインタヴューの中で、解放区について次のように端的に述べている。「解放区での経験は、私たちにとても貴重な財産となっています。」「解放区とは政治の実験室であり、科学の実験室であり、そしてさまざまな理念の実験室でした。そこで私たちは、のちに実践しなければならなくなることを、徹底的に試してみることができたからです。」(W・パーチェット、吉川勇一訳『立ち上がる南部アフリカ(2)モザンビークの嵐』一九七八年、サイマル出版会、八〇―八一頁)。

(9) 定数一二〇名中、八〇名が普通選挙によって選出され、残りの四〇名は、PAIGCによって任命されている。なお一九七七年の総選挙においては一五〇名の議員が選出されている。См. Э. С. Онан, Конституционные основы формы государства в странах социалистической ориентации.: «Новые конституции и конституционные реформы» М. 1978, стр. 29.

三 民族解放・人民民主主義革命における憲法問題

三国の憲法⁽¹⁾は、Ⅰ総則、Ⅱ市民の基本的権利と義務、Ⅲ国家構造という編成において共通している。いずれも前文を冠することなく、第一篇中にそれぞれの国家の到達点、性格規定、任務と目標が明示されている。なおギニアビサウでは、憲法と共に発せられた独立宣言において、独立革命の過程と到達点(達成物)、ならびに人民と国家の確信

と決意等、前文に内包されうる事項が叙述されている⁽²⁾。

[I] 総則 さて第一篇総則の内容については、(一)国家の性格規定、(二)社会の基本目標、(三)運動の推進力、(四)所有形態、(五)対外政策に区別されよう。

三つの憲法は、いずれも主権・民主・反帝国主義の独立国家であることを明記する。そして植民地主義の遺物、帝国主義の支配と抑圧と闘う人民の意思を表明し、その国家を、「人民の社会進歩のために闘う」べきもの(ギニア・ビサウ憲法第一条)、「人民民主主義国家」(モザンビーク憲法第二条)、「人民主権」(アンゴラ憲法第二条)と規定している。異なる表現をとっているが、いずれにおいてもこの後「人の人による搾取」の全面的廃絶を掲げることによって、それらが社会主義的原则を実現することを展望するものであり、その現時点での自己規定としてあることが理解される。これについてギニア・ビサウ憲法は、「個人、集団あるいは階級のための卑しい利害への人間の隷属のあらゆる形態の廃絶に必要な政治的、経済的、および文化的条件を創出する社会の建設」(第三条)という国家の基本目標を規定し、さらにこの権力が「社会の指導的政治勢力であるギニア・カポベルデ独立アフリカ人党(PAIGC)に緊密に結びついた勤労大衆により行使される」(第四条)として、先的一般的任務が、国家・社会建設における統一戦線運動によって担われること、そして権力の人民的性格が明記されるのである。これにたいして後続のモザンビーク憲法は、その権力が「FRELIMOに統合し、これに指導された労働者と農民に帰属する」(第二条)として、統一戦線を媒介とした階級的基礎を明示している。またアンゴラ憲法にあっては、人民の主権について次のような規定を含んでいる。「主権は、ことごとくアンゴラ人民に属する。民族の政治的、経済的および社会的指導は、反帝国

主義闘争に参加するすべての愛国勢力を結合する広汎な戦線を形成し、その正当な代表としてあるMPLA〔アンゴラ解放人民運動〕に属する」(第二条)。

みられるようにギニアリビサウと後二者では、国家の性格規定、階級的基礎について、規定上の差異が明確に存するが、それらは、社会構造・統一戦線の構成・解放運動の過程、さらに国際環境(ポルトガル四月革命の前と後という無視しえぬ条件の差異を含めて)等の具体的内容の相違から発生している。しかしそのことの故に、民族解放革命の貫徹、その終局におけるあらゆる搾取の廃絶とこれを実現する人民権力の建設という基本認識における一致を見逃すことはできない。他の二つの憲法も、運動の担い手としての統一戦線に関する明瞭な位置付けを行なっている。

ギニアリビサウ憲法第六条「PAIGCは、社会の指導的勢力である。党は、人民の主権的意思の最高の表明である。党は、国家政策の政治的方向づけを決定し、かつふさわしい手段によりその実現をはかる。」

モザンビーク憲法第三条「モザンビーク人民共和国は、国家と社会の指導勢力であるFRELIIMOにより規定される政治路線を歩む。FRELIIMOは、国家の主要な政治的オリエンターツィアであり、国政を人民の利益との一致を保障する目的で、国家機関の活動を方向づけコントロールする。」

以上のような国家における統一戦線(党)の位置と役割を前提にして、またこれを生きたものたらしめる基本原則として、人民権力にたいする大衆の参加を保障することが規定されている。(一)ギニアリビサウ憲法第五条「国家の政策の策定にたいする人民大衆の広汎な参加」、党による「大衆的民主主義の組織の創出および発展」、(二)モザンビーク憲法第四条「人民民主主義権力の拡大と強化」(三)アンゴラ憲法第三条「人民大衆には、人民権力の組織形態

の強化・拡大および発展を通して、政治権力の実現における広汎で有効な参加が保障される。」

結局三者に共通していえることは、搾取の廃絶を展望する人民国家において、人民の統一戦線の路線がその歩みを保障し、ここに結集する人民勢力は最大の力を発揮することが可能となるという認識の存在である。したがって、統一戦線と国家の同一視は、基本的には回避されつつも、その実体的な一致は、明らかである。⁽⁴⁾

ここで統一戦線の民族理論上の問題についてふれておきたい。これらの国家は、その領域について帝国主義の領土分割によって第一次的な規定をうけ（植民地主義による人為的な国境の形成）、部族集団の分断・囲い込みがなされると同時に、孤立した諸部族の人為的結合・分散化という統治・支配政策の下に形成されてきたことを見る必要がある。こうした条件が、進歩的な「民族民主国家」と目されたソマリアと皇帝を打倒し人民権力を樹立したエチオピアとの間に、熾烈な国境戦争を誘引させたり、ナイジェリアにおけるビアフラ内戦といった深刻な事態を生起させる。アンゴラ独立宣言後の内戦もまた部族間矛盾の利用・拡大を伴うものであった。

民族解放独立革命は、こうした厳しい現実の中で、種々の段階と境遇にある部族的共同体の構成員を新たな紐帯により関係づけ、結合することを主要な課題の一つとした。その現実的組織形態こそが、人民の統一戦線であり、戦闘と建設を通じての独立革命の達成という共同事業の中で、新たな民族意識・国家意識が形成されていく。したがって、独立国家の獲得は、このような民族形成過程を経た新しい「国民」の創出を意味するものであった。ただしアンゴラのように、民族独立の基本的方向をめぐる対立する複数の武装勢力が終始対抗し、一方が外国人傭兵部隊を導入し、他方がキューバの支援（義勇軍）を受け入れるという状況が現出し、最終的にMPLAが、人民の精神的・政

治的支持を獲得しえたところでは、独立後も依然として分裂・不団結の脅威が残存せざるをえない。

革命憲法群が一樣に国家の統一性を強調し、分離策動への警戒を想定しているのは、右のような事情をもつアンゴラに限らず、他のアフリカ諸国もまた民族形成過程に内在する矛盾が外国の干渉と結合する可能性をはらむからである。(一)ギニア・ビサウ憲法第一・二・三条、特に第二条中の以下の文言に注目されたい。「ギニア・ビサウの国歌は、『ここにわれらが最愛の祖国あり』である。／ギニア・ビサウの標語は、統一、闘争、進歩である。」(二)モザンビーク憲法第四条「民族独立および統一の確立と強化」、(三)アンゴラ憲法第四条「アンゴラ人民共和国は、統一不可分の国家であり、その領土は、牢固かつ不可譲のものであって、アンゴラの現在の地理的境界によって決定され、なおアンゴラ領土のあらゆる分離の試みもしくは分割は、断固として阻止される。」第五条「アンゴラ人民共和国の全構成部分の間の経済的・社会のおよび文化的結合は、アンゴラ民族全体の全般的発展および地方主義と部族主義の痕跡を根絶するために促進され、これに努める。」

以上(一)―(三)について検討してきたが、こうした社会的目標の物質的基礎をどのようにして創出するか、そこにおける国家の役割はいかなるものか、という二つの問題が、(四)所有形態と関連して存在する。革命憲法群は、総則において、新生国民経済の決定的楨杆として、国家的セクターの意義を確認している(ギニア・ビサウ憲法第八条、モザンビーク憲法第一〇条、アンゴラ憲法第九条)。植民地主義的・反人民的資本の国有化(ギニア・ビサウ憲法第八条)、大陸棚・領水等を含めた全天然資源の国有化(モザンビーク憲法第八条、アンゴラ憲法第一条)等を基礎として、国民経済の計画的・均衡的発展が目指されている。また単純な工業化→近代化路線をとることなく、農業経済の発展

を決定的なファクターとみなしていること（モザンビーク憲法第六條、アンゴラ憲法第八條）、集团的・協同組合形態の建設（モザンビーク憲法第一一條、アンゴラ憲法第九條）、國民經濟規制下での私的所有の保護、外國資本の活動の承認等々、柔軟かつ現実的な規定がおかれている。これらとの関連では、アンゴラにおける「國民經濟にたいする國家の介入」に関する法律（全三一條からなり、一九七六年二月発効）が、憲法の經濟条項を具体化し、國家の役割と権能を規定するものとして注目される。この法律は、その端緒において内乱に当面した過渡期の「抵抗經濟」のプログラムを明示している。⁽⁶⁾ 憲法第八條以下に規定された經濟システムを基本路線として、内戦と經濟封鎖という非常事態に際して、「國の反帝國主義的、民族的な力に基本的に依拠し」（a）植民地主義者および反國家分子（民族的裏切者）によつて放棄、破壊された戰略的工業部門、ならびに反民族分子の所有していた企業・施設を國家が管理し、再建し發展させること、（b）國有化された部門（生産手段・施設）は、國營經濟單位あるいは産業經濟協同組合にゆだねられる。これによつて經濟的民主主義の導入、集中的な工業化計画の實現、農業協同組合や小規模工業の協同組合による生産を結合すること等が目標とされる。⁽⁷⁾ 國營企業は、政府代表、經濟委員會、労働者會議の三者によつて指導され、その上級機關として、各産業部門ごとに全國的・地方的レヴェルの調整委員會が設置される。モザンビークにも共通にみられた解放後の労働者たちの一部の否定的対応——文字の読み書きが充分でないこと、技術・管理部門の幹部の不足、労働における無規律等々——を辛抱強い説得を通じて克服することまた、主要な課題の一つであった。モザンビークでは、独立の一ヵ月後に國有化の布告が出されている。⁽⁸⁾ ここではポルトガル人の離脱による經濟的打撃への対応という位置付けからではなく、解放区での経験にもとづいて、ブルジョア化の芽を摘みとり、「人民權力

を確立し、革命の成果をうち固める手段」(サモラ・マシエル)としてであり、さらに「FREELIMOの勢力と組織を全国に広げるという問題」であると位置づけられている。⁽⁹⁾この国有化に関する布告は、公衆衛生部門⁽¹⁰⁾および教育の領域を含む広汎なものであった。このことは、国有化が、経済建設にとって意味をもつにとどまらず、全社会構造の再編成と新たな発展、とりわけ新しい上部構造の創出の上で決定的な梃子となることが予定されたことを物語っている。マシエルはこれについて次のように端的に述べている。

「私たちは、上部構造を形成せねばならぬのです。そしてそれが今私たちのやりつつあることです。つまり上部構造のレベルで新しいシステムを創造することです。そしてこのためには、新しい、社会主義的なものの見方をもった新しい人間を配置しなければならないのです。⁽¹¹⁾」

こうして、新社会を構成するすべての人間が、その生存と人格を現実保障されるぎりぎりの線での第一歩が、大胆かつ明確に踏み出されたのである。⁽¹²⁾

しかしながら国有化のプロセスは、画一的・急進的な方策を退けて、国民経済の合理的で円滑な再編成を目指すものであった。例えばアンゴラにおいて、国民経済の主力をなす石油部門にたいして、その採掘権はアメリカの多国籍メジャーであるガルフ石油に握られていたが、政府はさしあたって全面的国有化政策をとらず、アルジェリアの経験に学びつつ、国営石油会社 COHAFTOJ を創立し、外国資本への国家的コントロールの強化を目指した。そして漸次的に鉱業部門におけるアメリカ・ポルトガル等の植民地主義的外国資本を駆逐することに努めたのである。⁽¹³⁾

最後に(5)対外政策についてであるが、自主独立と民族友好、他の民族解放運動との緊密な連帯、とりわけアフリカ

大陸における人民運動の統一と団結、支援が強調されている。非同盟運動との関連では、アンゴラ憲法第一六条が、「いかなる国際的軍事同盟にも帰属せず、国土に外国の軍事基地を建設することを認めない」と規定していることが注目される。

この他、モザンビーク、アンゴラの両憲法の総則には、婦人・青年の地位、国家と教会の分離、文盲の一掃と国民教育・民族文化の全面的発展等がもりこまれている。

註(1) 参照したテキストは以下による。ギニアリベリサウ憲法『世界政治資料』第四二二号(一九七四年二月上旬号)一一一

七頁、モザンビーク憲法 Конституция Народной Республики Мозамбик, М. 1977, стр. 11-24, アンゴラ憲法 Конституция Народной Республики Анголы, М. 1977, стр. 14-23, 後二者は『ソヴェト В. Е. Чиркин の解説論文が付されている。またアンゴラの憲法改正については В. В. Чхикадзе, Конституционный закон НРА. «Советское государство и право» 1978, №. 12, стр. 105-109 を参照した。

(2) 『世界政治資料』第四二二号一一一三頁を見よ。

(3) 「アンゴラ人民共和国独立宣言」は、「MPLAに指導されるアンゴラ人民共和国は広範な人民大衆の願望にその行動で答えながら漸進的に人民主義国家をめざしている。」としている(『世界政治資料』第四七五号二二頁)。また FRELIMO 第三回大会でマシェールは以下のように報告している。「モザンビーク人民共和国憲法で強化された窮極的目標は、本質的に社会主義社会の政治的、思想的、科学のおよび物質的基礎を建設することである。」См. Документы Партии ФРЕЛИМО Народной Республики Мозамбик, М., 1980, стр. 43.

(4) 以上の問題は、社会主義諸国における「党と国家の同一化」問題、資本主義諸国での国家の力をめぐる問題(国独資問題)との関連からも追求されなければならない。

アフリカにおいては、一党制システムをとる国が多いのが大きな特徴であり、この「支配政党」(もしくは「民族戦線」)

が、国家と社会の全権力構造に浸透する。従ってこの党の政治路線の内容が、第一次的に国家的諸政策の性格を決定することになる。アフリカ大陸における政治システムの諸構造の解明は、今後に残された大きな課題である。ここではさしあたってЮ・А・ユーディンの著作により左の一覧表を掲げるとどめる。Iには他にアンゴラ・モザンビーク・ギニア・ビサウが当然含まれることであろう。См. Ю. А. Юдин, Политические системы независимых стран Тропической Африки, М., 1975, стр. 113-303. 同書は過渡的政治体制としての一党制を詳細に分析している。邦語(邦訳)文献としては、中原精一「大統領制と一党制」『明大短大紀要』第二〇号、М・サルトーリ、岡沢憲美他訳『現代政党論II』一九八〇年・早大出版会、四一二頁以下がある。

アフリカにおける政党制

- | | |
|-----|--|
| I | 革命的・民主的タイプの一党制
ガーナ (→1966)「会議人民党」
НПК
「ギニア民主党」ДПГ
マリ (→1968)「スーダン同盟」
「タンガニーカアフリカ人民族同盟」ТАНУ
コンゴ労働党 КПТ
その他 |
| II | プロ・ブルジョアタイプの一党制
象牙海岸, ニジェール, ケニア,
ザイール, 中央アフリカ, その他 |
| III | 民族戦線タイプの一党制
ザンビア, シェラレオネ, その他 |
| IV | 複数政党制
ガムビア, ボツワナ, その他 |
| V | 軍事独裁体制
ガーナ(1966→), ダホメ, その他 |

(5) 岡倉登志は、アフリカにおける民族形成問題について、西スーダン、南部スーダン、ソマリアを素材として検討している(「アフリカにおける民族と国家」『世界史認識における民族と国家——一九七八年度歴史学研究会大会報告』青木書店所収)。さらに R. N. Ismailova, Ethnic Problems of the Tropical Africa. M., 1978. が有益である。

(6) W・バーチェット、吉川勇一訳『立ち上がる南部アフリカ(1)アンゴラの解放』一九七八年・サイマル出版会、二二一頁を参照。さらに以下にもこれについて言及がなされている Конституция НРА. стр. 7-8.

(7) W・バーチェット前掲書二二二—二二三頁を参照。

(8) W・バーチェット『モザンビークの嵐』八一頁。

(9) 同書八一頁。

(10) 同書九三頁以下を参照せよ。

(11) 同書八三頁。

(12) 例えばバーチェットは、『モザンビークの全女性には、未婚・既婚の別、職業のいかんにかかわらず、六〇日間の完全有給産児休暇が保証される』という布告(一九七六年一〇月二三日)を紹介している(同書九八頁を見よ)。

(13) См. А. В. Кива, Страны социалистической ориентации. М., 1978, стр. 163-.

〔Ⅱ〕 市民の基本的権利・義務

それぞれ法の前の平等を前提として(ギニアビサウ憲法第一三条、モザンビーク憲法第二六条、アンゴラ憲法第一八条)、基本的権利・義務の根本精神を、独立の条文で、あるいは、権利のカタログの記述中において表明している。例えば、ギニアビサウ憲法第一一条において「国家は、世界人権宣言の基本的原則および本憲法の革命的、民主主義的目標に合致して、人間性の開花および社会の発展の実現をめざす基本的権利を保障する。」として、その性格規定を行なっている。またアンゴラ憲法第一七条は「国家は人格と人間的尊厳を重んじ、保護する」として、市民の権利、アンゴラ民族の最高利益を尊重することを基礎においた、個々の人格の自由な発展を謳っている。そしてそのような国家の主権と革命の達成物の防衛に、市民が参加することの義務が、併せて述べられるのである。⁽¹⁾

右の土台として、労働の権利と義務が、規定されている。しかし、ギニアビサウ憲法がいうように（第一四条）「国家は、国民経済を發展させつつ、漸進的にこれらの実現に必要な条件を創出しなければならない」その権利の多くは、実質的に今後の展開を待たざるをえないことも確かである。ここでは、労働の権利の抽象性・形式性の残存とその実現の営為の弁証法という社会主義の原則が機能しうる水準は存在していないのである。だがかつてベトナムの一九四六年憲法が、新社会建設における労働の権利・義務に関する条項を直接含まず、一九五九年憲法が、「公民の基本的権利・義務」のなかで第三〇条以下に具体的規定をおくと同時に、その章の直前で労働についての一般的規定を持つに至った歴史的経緯を想起することは充分意味がある。この一九五九年憲法が社会主義建設の基本路線を「ベトナム民主共和国は、社会主義の路線にそつて国民経済を發展、改造しつつ、人民民主制から一步一步社会主義に進み、後進的な経済を、近代工業と農業、ならびに先進的な科学と技術を具える社会主義経済に移行させる」（第九条）と規定していること、そしてこうした基本認識をアフリカの革命憲法群が確かに共有していることに注意を向ける必要がある。

このような宣言的・綱領的特質を刻印された「権利・義務」体系は、しかしながら先の現実的創出の決意とプログラムの提示とあいまって、解放区における文化建設を萌芽とした意欲的な民族文化・社会建設への取組みと連動していることに注意すべきであろう。しかもこのことが、独立革命の終盤における徹底した生産体系の破壊（特に工場、輸送機関、流通部門）を前提としなければならないという負荷を含むことを配慮しなければならないのである。⁽³⁾

註(1) モザンビーク憲法は、第二六条で全市民の平等が規定され、続く第二七条において、「憲法に規定された国家の目的を

実現するためにすべての市民は自由な意思表示、集会、団結を享受する」ものとし、市民は「社会と国家のあらゆるレベルにおける民主主義の建設と強化のプロセスに参加する憲法の枠内における権利と義務を有する」と性格づけている。

(2) 『資料ベトナム解放史3』一九七一年・労働旬報社、一六二頁。

(3) W・バーチェット『アンゴラの解放』二〇二―二〇五頁。

〔Ⅲ〕 国家構造

国家システムの最大の特徴は、統一戦線型政治組織の役割が、圧倒的比重を占める点にみられる。このことは、「総則」における国家と統一戦線に関する一般規定とも密接に関連している。人民民主主義の諸原則は、この点を基軸にして展開することが予定される。国家と統一戦線は、規制関係というよりも、相互補完的な関係として位置付けられている。

いずれの憲法も、国家の最高機関として、普通選挙権にもとづく全国人民議會をおいている。ギニアビサウ憲法は、全国人民議會の休会中、同議會により選出されかつこれに直接責任を負う国家評議會が、国政の最高機関として機能する(第三六条)。国家評議會議長は、対外的に国家を代表し、人民革命軍の最高指揮者とされる(第三九条)。国家評議會は、同議長の提案にもとづいて、國務委員を任命し、また罷免することができる。全国人民議會ならびに国家評議會にたいして責任を負った國務委員評議會は、「国家の政治的、経済的、社会のおよび文化的計画の実現、ならびに国家の防衛および国家の安全をめざす」こと、国家権力諸部門の指導・配置・監督、公務員の任免、を行(第四六条)、その実現のために全国人民議會から委任された立法権(第三一条)の範囲内で、布告・命令を発するこ

とができる（第四七条）。

こうしたシステムのなかで、PAIGCは、全代表機関（全国人民議会と各級地域評議会）の候補者の選択について責任を負い（第二七条）、また全国人民議会は「党によって決定される政治的、経済的、社会的および文化的路線の適用を監督する」（第二九条）という課題を負っている。

さて、モザンビーク、アンゴラ両憲法においては、第三篇は著しく暫定的・臨時的なものとなっている。いずれも人民議会を最高国家機関とするが、（モザンビーク憲法第三七条、アンゴラ憲法第三四条）その選挙組織法の未成立の故に、過渡的措施を規定している。モザンビーク憲法においては、人民議会をさしあたり、FRELIIMO中央委員、同執行委員、政府閣僚、州知事、FRELIIMOにより選任された代議員（ただしFRELIIMOのメンバーに限る）、によって構成するとの規定をおく（第三七条）。この暫定人民議会は、共和国大統領により招集される（第四二条）。そして共和国大統領は、FRELIIMO議長が当るとされるのである（第四七条）。立法発議権は、FRELIIMO中央委員会、同執行委員会、同議長である大統領、人民議会常務委員会、人民議会諸機関、閣僚会議に属する（第四一条）。なお大統領は、右の権能の他に、最高人民法廷主席・同次席、共和国検事総長から、国立銀行総裁、大学総長に至るまでの任免権をもち（第四八条）、地方議会の決定を取消す権利（第四九条）等、その権能はきわめて強大なものとなっている。

アンゴラにおいても同様に、MPLA議長が大統領を兼務し（第四七条）、ほぼ同一の権力構造の規定となっている。大統領は、人民議会が正式に発足する時点まで、革命評議会を組織し、その議長を務める（第四八条）。革命評

議会は、MPLA中央委員、国防長官、参謀総長、民族政治委員および同委員候補、MPLA政治局によって任命された政府メンバー、大統領に推された地方委員・軍管区司令員・政治委員から構成される。革命評議会は、立法機能をもつと共に、政府メンバーを選任し、その活動を通じて、MPLA中央委員会の決定した国の政治路線を指導し、かつ政府により策定された国家予算、国民計画を裁可する等、きわめて広汎な権限を保持する（第三八条）。

以上にみてきたように、国家構造については、過渡的・臨時的形態をとることが、憲法自体に規定されている。⁽³⁾ もちろん、総則や基本的権利・義務の領域においても過渡的性格が浸透しているわけだが、社会と国家の根本原則を主として規定するこれらに比して、その創出の中心環となる国家機関のシステムは、具体性と作動性を保つことがより一層要請される。

熱帯アフリカにおける人民民主主義革命は、かかる特殊な国家形態を、その端緒期において発生せしめた。この臨時的国家構造は、第一に「人民権力」としての本質を具有すること、第二に独立革命を通じて人民の「実地訓練」を経ていること、第三に特殊な型の全人民的統一戦線に直接依拠していること、第四に不断に成長・発展し、その法的整備が進行していること、という諸契機において、人民民主主義の政体にふさわしいものに転化しつつある。

しかし以上のことは、そこに何ら問題が存在しないということを意味するものではない。例えば、一党制による人民民主主義体制・人民権力の質の形骸化、指導者への個人崇拜と教条主義の発生、革命後に寄生する特権と官僚主義の出来、経済建設における矛盾と制約に触発された民衆の不満、さらにこれらの反政府活動もしくは反革命活動等との連動の可能性を生み出すこと（特に軍隊内における国政介入への指向と外国の干渉によって危機は尖鋭化する）等々

が、一般的に想定されうる。このような矛盾が組合わさり、クーデターあるいは内乱による人民権力の直接的破壊、また比較的緩慢なプロセスを通じての人民権力の変節がなされうる。ガーナやスーダンで発生した事態は、その一例にすぎない。一九六〇年代に集中的に発生した人民権力の崩壊の経験が再び繰返される可能性(根拠)を、モザンビーク等が内包しているか否かが基本問題であり、そのことはとりもなおさず、アフリカにおける人民革命・民族解放独立運動の時代的・地域的特質、発生した人民権力における民主主義と社会主義の具体的内容の検証にかかわってくる。

但しそうした際に、アンゴラ・モザンビークにおける国家構造上の臨時的・戦時的性格が、独立革命にたいする直接、間接の軍事干渉——アメリカの世界政策を背景としたザイル、南アフリカ連邦、ローデシアによる武装反革命・敵対行動——への存亡をかけた対抗という余儀なくされた外的契機によることを看過すべきでない。とりわけアンゴラにおいては、一九七四年一月二日にMPLAとポルトガル軍との間に停戦協定が結ばれた後、翌七五年一月一日独立宣言が発せられたが、その前後から深刻な内戦状態が発生する。主として北部から首都にかけてのFNLA軍(ザイル内に基地をもち、中国軍事顧問を擁する)と中部・南部にかけてのUNITA軍(ナミビアの「権益」を守るとする南ア連邦正規軍の侵攻と連携する)が、それぞれMPLAを共通の敵として、ポルトガル当局の黙認のうちに武装活動を展開している。同年一月一二日にはFNLAが、「アンゴラ人民民主主義共和国」を宣言し、ファンボに「合同民族革命評議会」(ホールデン・ロベルト、ジョナス・サビンビという反MPLA両組織の首魁を中心とする)が創設される。⁽⁴⁾ソ連の介入への対抗という名目によるアメリカとポルトガル、さらに中国の外交的・軍事的支援にもかかわらず、MPLAは、決定的時点でのキューバの直接的支援⁽⁵⁾に助けられつつ、翌七六年一月

までに反攻作戦に転じ、二月には反MPLA組織は敗北を認め、さらにOAU（アフリカ統一機構）は、MPLAのもとでの「アンゴラ人民共和国」を承認するに至る。こうしてアンゴラにおける独立革命は、実質的に達成されるのだが、その国家構造・政治システムの塑型は、戦時的色彩をおびざるをえず、端緒期であるという制約以上の事情によって臨時性を刻印されることになったのである。

こうした経緯をふまえた上で、人民の民主主義を徹底して追求し、実現していく制度的保障、政治的・文化的保障が整えられることが要請されている。とりわけ以下の四つの点において、人民の民主的独裁に内在する弱い環ともいえるべきものが、常に自覚され、克服されるよう努めることが要求される。すなわち第一に独自の一党制が創出されていること、第二に国家権力が、特殊な形態をもつ前衛党によって直接掌握され、指導されていること、第三に武装勢力が、民族解放革命によって刻印された「人民の軍隊」という性格を有する一方で、党（主席）に統帥権が委ねられるため、「党の軍隊」としての性格を併せもつこと、第四に、国家・法体制が、憲法典自体の臨時的特性を含めて、未整備であり、人民の法意識その他の社会的・文化的水準が、全体としては未成熟であること、である。

註(1) FRELIMOの提案によって人民議会において選出される。人民議会休会中の最高権力機関であることが予定される。

(2) 大統領を議長として、これにより組閣される（第四八条二項）。人民議会にたいして責任を負う（第五四条）。

(3) ソ連の論者は、ギニアビサウを「中央集権的議会制」、アンゴラおよびモザンビークを「中央集権的二元主義」と特徴づけている。См. Э. С. Онан, указ. статья, «Новые конституции и конституционные реформы» стр. 36.

(4) W・バーチェット『アンゴラの解放』一四四頁参照。

- (5) このような戦闘員を含むキューバによる支援には、第一に、キューバ人の主要な起源をなすアフリカ大陸（奴隷貿易）の人民への物心両面からする連帯であり、第二に、社会主義キューバのプロレタリア・インターナショナル主義の発露という二重の契機が存在している。これを、援助目当てにソ連の肩替りをしたキューバによる「革命の輸出」もしくは、「覇権主義」等とするのは皮相な見方であるといわなければならない。同時に、キューバのアンゴラ支援における正当性と英雄主義が、キューバの対外政策のすべてが完全であり無謬であることを導くものでないことは言うまでもない。
- (6) A・A・L A諸国の政治システム・社会体制における軍隊の問題は、社会変革の推進力との関連からもきわめて重要である。いわゆる「アフガン問題」解明の鍵もこの点にある。さしあたりJ・ウォーディスの注目すべき労作を参照された。 Cf. Jack Woddis, *Armies and Politics*, Lawrence and Wishart, 1977.

四 小括——社会主義への非資本主義的發展の道

以上の考察から、これら三国の憲法の特質として、第一にすぐれて過渡的な性格を有すること、第二に国の發展の方向を明示し、社会的プログラムを掲げるものであること、第三に解放区建設をふまえたきわめて実践的な原則によって貫かれていることをさしあたりあげることができる。小論の結びとして、第一の問題に関連して若干の検討を行うことにしたい。⁽¹⁾

モザンビークでは、一九七七年二月三日―七日に開催されたFRELIMO第三回大会において、独立革命の全面的総括がなされると共に、人民民主主義革命の総路線が決定された。⁽²⁾ この大会は、社会的・政治的枢要をなすFRELIMOが、労働者と農民、さらに兵士・革命的インテリゲンチアその他の勤労人民からなるプロレタリアートの科

学的思想に導かれたマルクス・レーニン主義政党に移行したことを、公式に確認した⁽³⁾。この新しい型の前衛党の領導の下に、社会主義への非資本主義的發展が展望されたのである⁽⁴⁾。この大会で採択された党綱領においては、FRELIMOが「科学的社會主義を基礎として」「モザンビーク人民の革命闘争の経験およびマルクス・レーニン主義」を理論的・思想的土台とするところの、民主主義的中央集権主義を組織原則とした、労働者と農民の新しい前衛党であると規定された⁽⁵⁾。サモラ・マシエルは、大会報告で次のようにモザンビーク革命の展望を述べている。

「人民民主主義革命とは、われわれが生産手段を社会化し、社会主義的所有の二つの基本形態、すなわち国有と共同所有の二つを創設し、發展させてゆく段階である。それは、われわれがわが国經濟を發展させ、社会主義社會のための物質的基盤をつくりだせるように、質的に轉換させるべき段階である。農業を基礎とし、重工業の建設を決定的要素としながら、工業を推進的要素として、われわれは、わが国の悲惨な状態と他国への依存とに決定的に終止符をうち、人民に奉仕する進んだ經濟を築きあげるだろう。／人民民主主義の段階の間に、われわれは、今なお精神面、行動面に影響を残している封建的、植民地主義的、資本主義的社會の遺物を最終的に一掃するだろう。」

国家機構の整備の面では、一九七七年九月二五日の町村人民議會選舉、同年一二月四日の全国人民議會（二二六名の代表が選出されている）の選舉が実施されている⁽⁷⁾。この過程は、まさに「国民的、階級的統一がうちかためられる真の學校、大學」であり、「モザンビークの自由の現実」⁽⁸⁾（マシエル）であったといわれる。また独立後の臨時組織であった経営評議會は、實質的に生産評議會に代替され、そのイニシアチブの下に、新たな生産の組織化が試みられている⁽⁹⁾。

前文 1～3

搾取者の政体の覆滅—人民民主主義国家発生の条件創出—人民権力の独裁—国の政治的・経済的構造の民主化

第一章 基本規程 ct. 1-3

革命的前衝である MPLA に指導された人民大衆の政治的権力—人民権力の最高機関—行政単位

第二章 人民権力の下級機関 ct. 4-13

第三章 自治機関 ct. 14-20

第四章・第五章 市・州の自治体 ct. 21-36

第六章 総則 ct. 37-53

民主主義的中央集権主義の権力システム ct. 54-61

第七章 総括的・過渡的規程

アンゴラでは、一九七六年二月五日に「人民権力法」の決定をみている。⁽¹⁰⁾ 同法は前文で、独立革命における国家建設の経験を総括した後、現在の任務として、搾取者の政体を覆滅して人民権力の独裁を確立し、これを基礎に人民民主主義国家を形成する条件を創出すると述べる。そのため国の政治・経済構造を民主化することを当面の課題とし、人民権力の役割を明らかにする。人民権力の基礎は、文字通りの人民大衆であるが、それは「革命的前衝としての MPLA の指導と規制」を媒介とするものとされる（同法第一条）。アンゴラ憲法第三篇は、これにより実質的に補完・補充されることになり、戦時的・過渡的性格からの脱皮が企図されている。

一九七六年一〇月には、MPLA 中央委員総会において「マルクス・レーニン主義の科学的原理を基礎とした社会主義国家」を創設するという決定がなされると共に、MPLA のマルクス・レーニン主義党への転化が確認される。そこで採択された行動綱領は、アンゴラ革命の到達点を「人民民主主義への移行に導く民主的・革命的独裁」の段階であると規定している。⁽¹¹⁾

一九七七年一月二月には、MPLA第一回大会が開かれ、「MPLA—労働党」MILJA-Lapuna ryria の党名が明らかにされ、同組織が「科学的社会主義の思想に導かれた前衛党」へと成長転化したことが宣言される。大会は新しく党の綱領および規約を決定し、共和国社会経済発展三カ年計画を採択している。⁽¹²⁾翌年一月七日MPLA中央委員会は、憲法改正案（五篇六六条）を承認している。改正案においては、全体の篇別構成に変化はなく、第三篇の国家構造の部分に修正が加えられている。革命評議会の構成メンバーとその権能に関する補充（第三章）、人民権力の執行機関である「政府」が、「閣僚会議」として定置され、その権能が明確化されたこと（第四章）等がその主だった内容である。また裁判所（第五章）についても、それまでの二カ条から四カ条に倍加され、最高人民法廷以下の裁判システム、司法の独立、適法性擁護の責任、検事総長に関する規定が補充されている。⁽¹³⁾

右にみたように独立革命の成就にもなつて出発した国家体制と社会構造は、すぐれて過渡的・臨時的性格を帯有しつつ、その後の短期間に、多くの困難に逢着しつつも、人民自身の手による建設がおし進められている。

かくて、これらの国家は、その形態において著しく臨時的・過渡的でありながら、本質においては民主的・革命的権力を核とした人民民主主義国家であることが、ひとまず確認されよう。⁽¹⁴⁾これは従来「社会主義を指向する民族民主国家」と規定されてきたものに他ならない。ここで従来のこうした規定によらずにあえて「人民民主主義国家」範疇で概括したわけは、大旨以下の理由にもとづいている。第一にこれらの政治的権力が、科学的社会主義の理論に依拠した人民勢力（統一戦線を母体とした新しい型の前衛組織⁽¹⁵⁾）によって直接掌握されていること、第二に臨時的な政治体制でありながら、人民大衆の創意と主体的イニシアチブに依拠して、政治的民主主義を実現する努力が重ねられて

いること、第三に人民の軍隊としての解放軍が組織され、党と人民権力の指導に服していること、第四に国家セクターを管制高地とする全産業部門の稼動と民主的管理を通じて、生産を組織発展させ、人民民主主義の物質的基礎を創出しつつあること、第五に教育、医療等国民生活と文化を、人民権力と党のイニシアチブの下に急速に組織し、植民地的ならびに旧社会的な構造から脱却して新しい生活様式を生みだしていること、である。これらを通じて、人民民主主義体制の建設が進められ、独立革命は必然性をもって人民民主主義革命へと連続的に転化せしめられている。かかる移行過程にある国家を、「民族民主国家」として一般的な概括におしこめることは、状況を不鮮明にする危険性をもつと思われる。⁽¹⁵⁾

かつてアフリカ大陸をおおった「アフリカ型社会主義」の波は、いまやそれ自身の歴史によって厳しい検証を行われるなかで、新たな相貌を帯びつつある。ルムンバ虐殺によるコンゴ共和国の反動化の時点からガーナにおける軍事反革命、「民族民主政権」によるスーダン共産党の弾圧、エジプトの対米従属路線への転換、「民主エチオピア」におけるエリトリア解放戦争、ソマリア・エチオピア間の国境戦争等々、その「社会主義」は、動揺と変転を重ね、矛盾と亀裂にさいなまれている。同時にこれらの対極において、アルジェリアにおけるイスラム型社会主義の野心的実践⁽¹⁶⁾、コンゴ人民共和国の成立（八月革命）、そして小論でみた旧ポルトガル領諸地域における人民民主主義革命の展開という一連の流れは、アフリカ大陸に科学的社会主義の理論が自生し、成長しつつあることを示している。⁽¹⁷⁾これらは、ラテンアメリカにおけるキューバ、さらにニカラグア等、アジアにおけるベトナムその他と戦列を互して、三大大陸の階級闘争の要石としての位置を担っている。したがってこの地における憲法問題もまた、それに固有の特質を有

すると共に、今後の三大陸における人民運動・民族解放革命において共有されるべきものたりうることも確かである。

註(1) 資料上の制約からモザンビークおよびアンゴラを中心に検討する。

(2) 大会はマシヘル議長の主報告・結語をうけ、「社会Ⅱ経済発展に関する指令」FRELIMOの綱領・規約を採択した。См. Документы Партии ФРЕЛИМО НРМ.

(3) См. там же, стр. 206.

(4) 党規約第四条は、「党の基本任務として、「民族独立ならびに人民民主主義レジームのたえざる強化、人の人による搾取の廃絶、社会主義の政治的、物質的、思想的基礎の建設」という一般規定を与えている。См. там же, стр. 227.

(5) См. там же, стр. 206.

(6) См. там же, стр. 56. W・バーチニット『モザンビークの嵐』一一八頁。

(7) アフリカにおよぶ民主的選挙制度による代表制システムを保持する国はきわめて少ないのが現状である。Cf. V. Y. Chirkin, Y. A. Yudin, A Socialist-Oriented State: Instrument of Revolutionary Change. M., 1978, p. 75. 他方「キューバでは、人民権力が樹立された後、二〇数年を経て議会システムが創設されている。

(8) W・バーチニット『モザンビークの嵐』一二六頁。

(9) 同書一一九頁を参照。

(10) 同法は、前掲 Конституция НРА, стр. 24-52. に収録されている。

(11) W・バーチニット『ソ連の解放』一一五頁。См. А. В. Кива, Указ. работа, стр. 163.

(12) См. А. В. Кива, там же, стр. 135, 164.

(13) См. В. В. Чуйковдзев, Конституционный закон НРА. «Советское государство и право» 1978, №. 12, стр. 105-109.

(14) 筆者はこれまで『民族民主革命Ⅱ民族民主国家』の理論的枠組（一九六〇年モスクワ声明において確立された概念とし

て捉えている）を前提として考えを進めてきた（早川弘道「民族民主革命と国家」『早稲田法学会誌』第二五巻）。その主要な関心は、ソ連における「民族民主国家・社会主義指向国家」論、中国における「第三世界」論にたいする方法論的批判にあった。しかしこれを起点とするアフリカにおける政治構造の検討の中で、「民族民主国家」概念自体の鮮明さを痛感するようになった。アフリカの独立国家における統一主体としての「民族」がはらむ内的な矛盾構造、「国民形成」における運動の論理が、反帝国主義・反植民地主義の国際政治における脈絡（民族解放運動の地域的主体）と直接組合わさるプロセスをみる時、たんに後者にのみ重心をおいた視角からのみでは、その運動の全体像を把握することは困難にならざるをえない。そこで帝国主義との直接的対抗を内容とする民族解放闘争を植民地地域人民の「独立革命」として捉えた上で、この革命自身が現実的母体となつて、そこで積重ねられた社会変革・国家建設の端緒的営為を具体的前提とした、新たな人民国家の強化と主人公としての社会の構造的変革をめざす「人民の民主主義革命」が連続的な展開をみる、という把握をこれにひとまず対置してみたいと考えている。従つて、「民族解放」、「民族戦線」、「民族主義」等々の諸概念もまた再検討の対象とならざるをえない。前掲論文において、ベトナムの「民族解放人民民主主義革命」概念に言及した際の問題意識は、右の考えの主要な契機の一つとなつてゐる。

なおアブデルマレクもまた、「第三世界」概念と共に、「民族民主国家」概念についてその抽象性・非現実性を批判し、三大陸（A・A・L A）の「独立民族国家」を、例えば「《専制的》と《民主的》の二つの副グループ」に分類することを、提言している。理論的解決の方向は必しも同じとはいえないが、示唆に富む指摘である。以上アンワール・アブデルマレク、熊田亨訳『民族と革命』一九七七年、岩波書店、一三五頁以下を参照されたい。

(15) ソ連の理論家によれば、かかる「革命的・民主的前衛党」は、「プロレタリアの前衛党」への過渡的タイプであると性格づけられ、以下のような指標をもつとされる。(一)科学的社会主義理論による武装、(二)民主主義的中央集権主義の組織原則、(三)生産・地域原則、(四)厳格な入党審査規程、(五)党組織に所屬し積極的に活動に参加する党员である。かかる指標をもつにもかかわらず、この組織にあつては、いまだマルクスレーニン主義を完全に自らのものにしてはいないこと、特に個々のメンバーが、全体としてこれを消化していないこと、党の社会的構成においてプロレタリアートの比重が圧倒的に

低いこと」という二つの理由から、それがソ連のいうプロレタリア前衛党のタイプに適合していないとされる。См. А. В. Кива, Страны социалистической ориентации. М., 1978, стр. 133.

- (16) 一九七六年に国民投票によって制定されたアルジェリア国民憲章 *National Charter* (邦訳『世界政治資料』第四八四—四九二号所収) は、前文、全七章(一)社会主義社会の建設、(二)党および国家、(三)社会主義建設の基軸、(四)国防、(五)対外政策、(六)開発政策の基本方向、(七)開発の大目標——からなる社会発展のプログラムを詳細に規定している。特にそこでイスラム教の歴史的展望と社会主義の完全な一致を出発点としていることが注目される。なおアルジェリア解放運動については、淡徳三郎『アルジェリア革命』一九七二年・刀江書院を参照。

- (17) アフリカ大陸における社会主義指向諸国(アルジェリア・ギニア・タンザニア・ベニン・コンゴ人民共和国・マダガスカル等)における憲法体制を比較検討した文献として、前掲した V. Y. Chirkin, Y. A. Yudin, A Socialist-Oriented State, pp. 51-62, В. Е. Чиркин, Изучение государства и права развивающихся стран, «Правоведение» 1979, № 2, стр. 45-54. 政治システムを詳細に分析したものについて、Государство социалистической ориентации. М., 1975, Ю. А. Юдин, Политические системы независимых стран Тропической Африки. М., 1975, Государство и право в развивающихся странах. М., 1976, が有益である。

なおタンザニアとマダガスカルの新憲法については、モザンビーク・アンゴラ憲法と同様に、解説論文を付したロシア語版テクストが刊行されている。См. Конституция Объединенной Республики Танзания. От ред. Ю. А. Юдина. М., 1980, Конституция Демократической Республики Мадагаскар. Под ред. В. Е. Чиркина. М., 1980.

- 〔追記〕 一九八〇年十一月一六日の新聞報道(朝日新聞同日付朝刊参照)によれば、ギニア・ビサウにおいて同一四日夜クーデターが発生してベルナルド・ビエイラ首相を指導者とする革命評議会が全権を掌握し、ルイス・デ・アルメイダ・カブラル大統領(アミルカル・カブラルの実弟)は追放されたという。本稿における問題提起が、考察対象の一つであった地域でのクーデターという不幸な現実的解答を被ったことについて、述べるべき点は多々ある。しかしいまは詳報を待つと共に、今後の研究によって論を展開せざるをえない。

三憲法の比較対照一覧

ギニアビサウ共和国憲法 1973. 9. 24, 58条	モザンビーク人民共和国憲法 1975. 6. 25, 73条	アンゴラ人民共和国憲法 1975. 11. 10, 60条
I 憲法の基礎と目標 1. 主権・民主・反植民地主義・反帝国主義の共和国 2. 国旗・国歌 3. 統一国家・搾取と隷属の廃止 4. 社会の指導勢力である PAIGC に結集した勤労大衆による権力の行使 5. 人民大衆の参加と党の役割 6. PAIGC の本質と任務 7. 人民革命軍 8. 国民経済の計画的均衡的發展、国有化 9—10. 対外政策 II 基本的権利・自由・義務 11. 世界人権宣言、憲法の革命的・	I 総 則 1. 主権・独立・民主国家FRELIMOの指導 2. 人民民主主義国家、搾取からの自由、FRELIMO に結集し、指導された労働者・農民への権力の帰属 3. FRELIMO の政治路線 4. 共和国の基本課題 5. 人民解放勢力 6. 経済の土台としての農業、決定的要素としての工業 7. 労働—権利・義務 8. 土地その他の国家的所有 9. 計画経済 10. 国家セクター 11—16. 所有形態・外国資本 17—18. 婦人・青年の地位 19. 政教分離 20—25. 対外政策 II 市民の基本的権利・義務 26. 全市民の等しい権利・義務	I 基本原則 1. 主権・独立・民主・反帝・搾取廃絶 2. 人民主権—MPLA による政治・経済・社会の指導 3. 人民参加 4. 統一 5. 反部族主義 6. 武装努力 7. 政教分離 8. 経済的發展 9—11. 国家セクター等経済政策 12. 税制 13. 教育 14—16. 対外政策 II 基本的権利・義務 17. 人格・人間的尊厳—他の市民お

民主的目標に合致して、人間性開花・社会発展のために基本的権利を保障 12. 解放闘争・主権の防衛への参加 13. 法の前の平等 14. 労働・教育の権利、義務の漸進的実現 15. 国家・社会生活への参加の権利 16. 男女平等 17. 思想・表現・身分・結社・デモの自由 18—19. 人身の自由 21. 反逆罪 Ⅲ 国家権力の組織 —全国人民議會 ↓ 國家評議會 ↓ 國務委員評議會 ↓ 地域評議會 ↓ 國家地域委員會 ↓ 國家部門委員會 54—56. 司法機關	(→58)	28. 選挙権 29. 男女平等、婚姻・家族の保護 30. 祖国と革命の防衛への参加 31. 労働 32. 社会保障 27. 憲法に規定された目的の実現のために言論・集会・結社の権利を保障 33—35. 人身の自由 36. 憲法・法律の遵守 Ⅲ 國家機關 人民議會↔大統領 ↓ 同常務委員會 ↓ 閣僚評議會 ↘地方權力機關	(→73)	よび民族の利益の尊重の上に個々の人格の自由な発展 19. 領土統一・革命成果の防衛への参加 20—21. 選挙権 18. 法の前の平等 26. 労働の権利・義務 27. 医療・衛生 29. 教育・文化 22. 表現・集会・団結の自由 25. 良心の自由 23. 人身の自由 30. 権利・義務の有効な実現 Ⅲ 國家機關 大統領 ↓ 人民議會 ↕ 革命評議會 ↓ 政 府 ↘地方自治組織	44—45. 司法機關 (→60)
--	--------------	--	--------------	--	---------------------------------